

静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

### 静岡県条例第65号

静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年静岡県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<b>別表</b> (略)			<b>別表</b> (略)		
(1) • (2) (略)			(1) • (2) (略)		
(3) 設備等			(3) 設備等		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
発酵茶製造設備	(略)	<u>12,990円</u>	発酵茶製造設備	(略)	<u>14,000円</u>
半発酵茶製造設備	(略)	<u>18,960円</u>	半発酵茶製造設備	(略)	<u>21,100円</u>
温風萎凋機	(略)	<u>2,840円</u>	温風萎凋機	(略)	<u>3,100円</u>
茶葉磨碎機	(略)	<u>1,610円</u>	茶葉磨碎機	(略)	<u>1,900円</u>
送風式本乾燥機	(略)	<u>1,990円</u>	送風式本乾燥機	(略)	<u>2,600円</u>
色彩選別機	(略)	<u>5,060円</u>	色彩選別機	(略)	<u>5,300円</u>
火入機	(略)	<u>5,670円</u>	火入機	(略)	<u>6,100円</u>
大型窒素充填機	(略)	<u>2,970円</u>	大型窒素充填機	(略)	<u>3,000円</u>
高温高圧多機能抽出装置	(略)	<u>12,510円</u>	高温高圧多機能抽出装置	(略)	<u>13,500円</u>
冷却水製造装置	(略)	<u>7,600円</u>	冷却水製造装置	(略)	<u>7,700円</u>
ろ過装置	(略)	<u>990円</u>	ろ過装置	(略)	<u>1,200円</u>
濃縮装置	(略)	<u>1,140円</u>	濃縮装置	(略)	<u>1,400円</u>
噴霧乾燥装置	(略)	<u>7,260円</u>	噴霧乾燥装置	(略)	<u>7,600円</u>
(略)			(略)		
破碎型造粒機	(略)	<u>2,950円</u>	破碎型造粒機	(略)	<u>3,200円</u>
搾油機	(略)	<u>1,570円</u>	搾油機	(略)	<u>1,800円</u>
剥皮器	(略)	<u>740円</u>	剥皮器	(略)	<u>1,000円</u>
減圧乾燥機	(略)	<u>860円</u>	減圧乾燥機	(略)	<u>1,100円</u>
混合器	(略)	<u>2,040円</u>	混合器	(略)	<u>2,300円</u>
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の使用に係る使用料の額は、改正後の別表(3)の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。